明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（六七）　三
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（六八）　四
○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（六九）　四
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（七〇）　六
○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（七一）　六
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（七二）　六
○児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（七三）　六
○防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令（七四）　六

〔府　令〕

○母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**二六）　六
○一時保護施設の設備及び運営に関する基準（**同**二七）　八
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**二八）　八

〔省　令〕

○日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一九）　一三
○災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令（**同**二〇）　一四
○会社法施行規則の一部を改正する省令（**法務**一一）　一五
○会社計算規則の一部を改正する省令（**同**一二）　一六
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**外務**一）　一七
○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**同**二）　一八
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**五六）　一八
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**同**五七）　一九
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**農林水産**一三）　一九
○地域火山情報センターの名称等を定める省令（**国土交通**二五）　二〇

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件（**国家公安委**一四）　二一
○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（**こども家庭庁・厚生労働**四）　二二
○訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（**同**五）　二六
○令和五年総務省告示第百七十一号の一部を改正する件（**総務**九四）　二六
○令和五年総務省告示第百七十二号の全部を改正する件（**同**九五）　二七
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**九六）　二七
○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（**同**九七）　二八
○政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件（**同**九八）　二八
○政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件（**同**九九）　二九
○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（**同**一〇〇）　二九
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**一〇一）　二九
○経済構造実態調査規則に基づく、産業横断調査及び製造業事業所調査の調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**総務・経済産業**一）　二九
○認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示（**文部科学**四二）　二九
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**一二一）　一〇〇
○厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（**同**一二二）　一〇八
○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する告示（**同**一二三）　一一三
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する告示（**同**一二四）　一一七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）
○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する告示
（同一二五）　三六
○厚生労働大臣が定める療養を廃止する件（同一二六）
○キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（同一二七）　三七
○阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示の一部を改正する告示
（国土交通二三四）　四四
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示及び海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を改正する告示
（海上保安庁一八）　四六
○道路に関する件
（東北地方整備局四六）　四六
○都市計画に関する件
（関東地方整備局一四六～一五五）　四七
○道路に関する件
（中部地方整備局三九、四〇）　四七
○道路に関する件
（近畿地方整備局四二～四四）　四八
○道路に関する件
（中国地方整備局四三）　四八
○都市計画に関する件
（四国地方整備局二四）　四九
○道路に関する件
（九州地方整備局四四～四八）　四九
○都市計画に関する件
（沖縄総合事務局九～一二）　五〇

〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　五〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　五〇

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示
（山形労働局最低工賃公示一）　五一

本号で公布された法令のあらまし

◇最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（政令第六七号）（法務省）

1　木曽福島区検察庁、大町区検察庁、吹田区検察庁、佐野区検察庁、西宮区検察庁、吉野区検察庁、橋本区検察庁、津島区検察庁、犬山区検察庁、尾鷲区検察庁、郡上区検察庁、中津川区検察庁、庄原区検察庁、豊後高田区検察庁、臼杵区検察庁、水俣区検察庁、牛深区検察庁、伊集院区検察庁、日向区検察庁及び深川区検察庁の位置を改正するとともに、政令の別表第三表について所要の整理を行うこととした。（別表第三表関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六八号）（警察庁）

1　給付基礎額の基本額を九、一〇〇円に引き上げることとした。（第五条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万七、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万一、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万八、九八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万六〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六九号）（法務省）

1　給付基礎額の基本額を九、一〇〇円に引き上げることとした。（第四条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万七、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万六〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（国土交通省）

1　給付基礎額の基本額を九、一〇〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万七、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万一、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万八、九八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万六〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第七一号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　四半期報告書制度が廃止され、上場会社等は四半期報告書に代えて半期報告書の提出が必要となること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（金融商品取引法施行令第四条の二の一〇～第四条の二の一三関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　租税特別措置法施行令の一部改正関係
四半期報告書制度が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条の九関係）
三　その他
1　金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部及びこの政令の施行に伴い、所要の経過措置を定めることとした。（第三条、附則第二条及び附則第三条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第七二号）（環境省）
1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万六、六〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）
2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、月額三万八、九〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）
3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、七〇万九、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）
4　法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、三九円四〇銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）
5　法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、八七〇円八八銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）
6　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令**（政令第七三号）（こども家庭庁）
1　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当の支給を受ける者が監護し、又は養育する児童の要件について所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令**（政令第七四号）（防衛省）
1　公務で外国旅行中の職員に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の対象として、在外邦人等の保護措置又は在外邦人等の輸送に従事する職員を追加することとした。（第三条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十七号

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令（昭和二十二年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三表木曾福島簡易裁判所の項中「長野県木曽郡木曽町」を「松本市」に改め、同表大町簡易裁判所の項中「大町市」を「松本市」に改め、同表吹田簡易裁判所の項中「吹田市」を「大阪市」に改め、同表佐野簡易裁判所の項中「泉佐野市」を「岸和田市」に改め、同表西宮簡易裁判所の項中「西宮市」を「尼崎市」に改め、同表吉野簡易裁判所の項中「奈良県吉野郡大淀町」を「五條市」に改め、同表橋本簡易裁判所の項中「橋本市」を「和歌山県伊都郡かつらぎ町」に改め、同表津島簡易裁判所の項中「津島市」を「名古屋市」に改め、同表犬山簡易裁判所の項中「犬山市」を「一宮市」に改め、同表尾鷲簡易裁判所の項中「尾鷲市」を「熊野市」に改め、同表郡上簡易裁判所の項中「郡上市」を「岐阜市」に改め、同表中津川簡易裁判所の項中「中津川市」を「多治見市」に改め、同表庄原簡易裁判所の項中「庄原市」を「三次市」に改め、同表豊後高田簡易裁判所の項中「豊後高田市」を「中津市」に改め、同表臼杵簡易裁判所の項中「臼杵市」を「大分市」に改め、同表水俣簡易裁判所の項中「水俣市」を「八代市」に改め、同表天草簡易裁判所の項中「天草市諏訪町」を「天草市」に改め、同表牛深簡易裁判所の項中「天草市牛深町」を「天草市」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項中「日置市」を「鹿児島市」に改め、同表日向簡易裁判所の項中「日向市」を「延岡市」に改め、同表深川簡易裁判所の項中「深川市」を「旭川市」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十八号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

第七条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3　改正後の第七条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六十九号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

第五条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3　改正後の第五条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

法務大臣　小泉　龍司

内閣総理大臣　岸田　文雄

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

第四条の二第二項第一号中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千八百九十円」を「八万千二百九十円」に改め、同項第三号中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に改め、同項第四号中「三万八千九百円」を「四万六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第三条第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3　改正後の第四条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第六十八条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十四条の四の八第一項及び」、「第二十四条の四の七第五項」を削り、「有価証券及び」の下に「法」を加える。

第四条の二の十の見出し中「四半期報告書」を「半期報告書」に改め、同条第一項中「第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の表の第一号の上欄」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二十四条の四の七第一項」を「第二十四条の五第一項の表の第一号の下欄」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十四条の四の七第一項」を「第二十四条の五第一項の表の第二号の下欄」に、「次の各号に掲げる四半期（同項に規定する事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「六十日」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第二十四条の四の七第十項」を「第二十四条の五第十一項」に、「第二十四条の四の七第九項」を「第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定」に、「同条第一項」を「法第二十四条の五第一項」に、「四半期報告書」を「半期報告書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項を削る。

第四条の二の十一及び第四条の二の十二を削り、第四条の二の十三を第四条の二の十一とする。

第十七条の二の三第一項中「のうち、四半期報告書その他の」を「に記載すべき事項のうち、」に、「提出することが困難である」を「記載することが困難である事項を記載する」に改め、「定めるもの」の下に「（以下この項において「特定書類」という。）」を加え、同項ただし書中「同項」を「同条第二項」に、「当該書類」を「特定書類」に改め、同条第二項中「のうち、四半期報告書その他の」を「に記載すべき事項のうち、」に、「提出することが困難である」を「記載することが困難である事項を記載する」に改め、「定めるもの」の下に「（以下この項において「特定書類」という。）」を加え、同項ただし書中「当該書類」を「特定書類」に改め、同条第三項中「四半期報告書その他の当該期間内に提出することが困難である」を「当該期間内に記載することが困難である事項を記載する」に改め、「定めるもの」の下に「（以下この項において「特定書類」という。）」を加え、同項ただし書中「当該書類」を「特定書類」に改める。

第二十九条の三第一項中「、法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は」を削る。

第三十六条第二号中「法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は」を削る。

第三十九条第二項第一号中「第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び」を「第二十四条の四の二第六項（法」に改め、「第二十四条の四の八第二項及び」を削り、「、法第二十四条の四の八第一項及び」を「及び法」に、「第二十四条の四の二第四項（法第二十四条の四の八第一項及び」を「法第二十四条の四の二第四項（法」に改め、「、第二十四条の四の八第一項」及び「、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（これらの規定を同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面」を削り、同項第三号中「第二十四条の四の八第二項及び」、「、第二十四条の四の七第四項」を削り、同項第十二号の二中「、第二十四条の四の七第一項」及び「、四半期報告書」を削り、同項第十三号の二中「第二十四条の四の八第一項及び」及び「、第二十四条の四の七第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。）」を削り、同項第十三号の三中「、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面」を削り、同条第四項中「第二十四条の四の八第二項及び」及び「、第二十四条の四の七第四項」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の九第四項中「第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書、同法」及び「、同法第二十四条の四の七第六項に規定する外国会社四半期報告書」を削る。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）前に改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「旧法」という。）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）及び改正法附則第二条第一項の規定により第三号施行日以後に提出される四半期報告書並びにこれらの四半期報告書に係る確認書（旧法第二十四条の四の八第一項において準用する金融商品取引法第二十四条の四の二第一項に規定する確認書をいう。）に係る改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（次項において「新法」という。）第二章の四の規定の適用については、なお従前の例による。

2　第三号施行日前に旧法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により第三号施行日以後に提出される四半期報告書に係る新法第百六十六条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（次項において「新令」という。）第二十九条の三第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

2　改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る新令第三十六条及び第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に旧法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第二条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二十五条の九第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十二号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千二百円」を「四万六千六百円」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同表二の項中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万六千二百円」を「二万七千円」に改め、同表五の項中「二万四千二百円」を「二万五千円」に改める。

第二十四条中「六十八万三千円」を「七十万九千円」に改める。

第三十四条第一号中「四十一円四十八銭」を「三十九円四十銭」に改める。

別表第五の一の項中「千八百八円九十二銭」を「千八百七十円八十八銭」に改め、同表の二の項中「千二百二十三円六十八銭」を「千二百六十五円六十銭」に改め、同表の三の項中「千百十七円二十七銭」を「千百五十五円五十五銭」に改め、同表の四の項中「千六十四円七銭」を「千百円五十二銭」に改め、同表の五の項中「七百九十八円五銭」を「八百二十五円三十九銭」に改め、同表の六の項中「百十八円二十三銭」を「百二十二円二十八銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和五年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　伊藤**信**太郎

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第二十六号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号十八ページ中「先天性代謝異常検査」を「先天性代謝異常等検査」に改める。

様式第三号二十八ページ中「自由に記入しましょう」を「自由に記入しましょう。」に改める。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十三号

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項第一号ホ及び第二号ホの規定に基づき、この政令を制定する。

児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号及び第二条第二号中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十四号

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「下において」の下に「、自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置若しくは同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

防衛大臣　木原　稔

内閣総理大臣　岸田　文雄

予防接種の記録　（１）

Immunization Record

感染症から子ども（自分の子どもはもちろん、周りの子どもたちも）を守るために、
予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために
予防接種の効果と副反応をよく理解し、子どもに予防接種を受けさせましょう。

予防接種

ﾜｸﾁﾝの種類 Vaccine		接種年月日 Y/M/D (年齢)	ﾒｰｶｰ又は製剤名／ﾛｯﾄ Manufacturer or Brand name/Lot.No.	接種者名 Physician	備考 Remarks
小児肺炎球菌 Streptococcus pneumoniae	1回				
	2回				
	3回				
	追加				
B型肝炎 Viral Hepatitis type B	1回				
	2回				
	3回				
ロタウイルス Rotavirus ※５価経口弱毒生ロタウイルスワクチンのみ３回目を接種	1回				
	2回				
	3回				

様式第三号中五十二ページを次のように改める。

様式第三号五十三ページ中「ポリオ」を「ポリオ・インフルエンザ菌ｂ型（Hib）」に、「Polio」を「Polio・Haemophilus influenzae type b」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第二十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の四第三項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

一時保護施設の設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第三項の内閣府令で定める基準（以下この条において「一時保護施設設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十八条から第二十三条まで及び第二十四条第二項（入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二　法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十五条第一号、第四号（面積に係る部分に限る。）及び第十二号並びに第二十四条第二項（入所している児童の居室及び一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）に特有の設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三　法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第六条から第十三条まで、第十七条第二項、第二十六条、第二十九条第三項及び第三十三条の規定による基準

四　法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2　一時保護施設設備運営基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

3　内閣総理大臣は、一時保護施設設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的等）

第二条　法第十二条の四第二項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2　都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第三条　一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第四条　一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2　一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4　一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5　一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第五条　一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第六条　一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第七条　一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第八条　一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第九条　都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

２　一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第十条　一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

２　一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第十一条　一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第十二条　一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

２　一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

３　一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第十三条　一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第十四条　一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第十五条　一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第十九条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三　児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五　少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六　少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七　入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

八　学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九　浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十　居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一　児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二　児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第十六条　一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第十七条　一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第十八条　一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

２　児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

３　心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。

４　学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第十九条　一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

２　一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

３　一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第二十条　一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

２　一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

３　指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

４　一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第二十一条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　精神保健福祉士の資格を有する者

四　学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
五　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
六　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
七　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
八　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
九　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
十　三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

第二十二条　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2　前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

（学習指導員の資格）

第二十三条　学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2　学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を二人以上置くものにあっては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十四条　一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2　前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第二十五条　一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4　一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5　一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第二十六条　一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第二十四条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2　一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5　一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第二十七条　児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2　前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に勧告しなければならない。

3　一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第二十八条　一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2　学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十九条　一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

２　一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

３　一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

４　一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

５　一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第三十条　児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第三十一条　一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一　入所する児童の支援に関する事項

二　その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第三十二条　一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第三十三条　一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　都道府県知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第三十四条　都道府県知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第三十五条　一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（大都市等の特例）

第三十六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあっては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第九条第一項、第十七条第二項、第二十一条第一項第九号及び第十号、第二十七条第二項、第三十三条第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

２　法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下この項において「児童相談所設置市」という。）にあっては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、第九条第一項、第十七条第二項、第二十一条第一項第九号及び第十号、第二十七条第二項、第三十三条第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（設備に関する経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この府令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十五条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。次条において「児童福祉施設設備運営基準」という。）第四十一条の規定を準用する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

第三条　一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この府令で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第四十二条及び第四十六条の規定を準用する。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

第四条　令和八年三月三十一日までの間は、第二十条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

○内閣府令第二十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二の二及び第五十九条の二の四第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四十九条の三　法第五十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の五第二項第七号及び第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況 ［八～十　略］ 十一　施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者であつた場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。第四十九条の五第二項第十三号及び第四十九条の七第十五号において同じ。） **第四十九条の五**　［①］法第五十九条の二の二の規定による公衆の閲覧は、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 ［②］　法第五十九条の二の二第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～十三　略］ **第四十九条の六**　法第五十九条の二の四第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］ 二　施設の管理者の氏名 ［三～六　略］	**第四十九条の三**　法第五十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～六　同上］ 七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の五第七号及び第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況 ［八～十　同上］ 十一　施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。第四十九条の五第十三号及び第四十九条の七第十五号において同じ。） **第四十九条の五**　［項を加える。］ ［①］　法第五十九条の二の二第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～十三　同上］ **第四十九条の六**　法第五十九条の二の四第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　施設の管理者の氏名及び住所 ［三～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第十九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

総務大臣　松本　剛明

日本郵政株式会社法施行規則及び日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令

（日本郵政株式会社法施行規則の一部改正）

第一条　日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（財務諸表） **第十一条**　法第十二条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。 ［一～四　略］ ［削る］ 五　［略］ ［削る］ 六　［略］ ２　会社は、法第十二条の規定による提出をしようとするときは、毎事業年度終了後（前項第五号に掲げる書類にあっては中間連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあっては中間会計期間終了後）三月以内に総務大臣に提出しなければならない。 ３　法第十二条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる書類（第二号及び第六号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により、同項第四号及び第五号に掲げる書類（第五号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の規定により、それぞれ作成しなければならない。 ［４　略］	（財務諸表） **第十一条**　法第十二条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号及び第五号から第八号までに掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。 ［一～四　同上］ 五　四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。） 六　［同上］ 七　四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。） 八　［同上］ ２　会社は、法第十二条の規定による提出をしようとするときは、毎事業年度終了後（前項第五号に掲げる書類にあっては四半期連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあっては中間連結会計期間終了後、同項第七号に掲げる書類にあっては四半期会計期間終了後、同項第八号に掲げる書類にあっては中間会計期間終了後）三月以内に総務大臣に提出しなければならない。 ３　法第十二条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一項第一号から第三号までに掲げる書類（第二号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により、同項第四号に掲げる書類は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の規定により、それぞれ作成しなければならない。 ［４　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（日本郵便株式会社法施行規則の一部改正）

第二条　日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（財務諸表） **第十五条**　法第十三条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。 ［一～四　略］ ［削る］ 五‖［略］ ［削る］ 六‖［略］ ２　会社は、法第十三条の規定による提出をしようとするときは、毎事業年度終了後（前項第五号に掲げる書類にあっては中間連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあっては中間会計期間終了後）三月以内に総務大臣に提出しなければならない。 ３　法第十三条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる書類（第二号及び第六号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により、同項第四号及び第五号に掲げる書類（第五号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の規定により、それぞれ作成しなければならない。 ［４　略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（財務諸表） **第十五条**　法第十三条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号及び第五号から第八号までに掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。 ［一～四　同上］ 五‖四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。） 六‖［同上］ 七‖四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。） 八‖［同上］ ２　会社は、法第十三条の規定による提出をしようとするときは、毎事業年度終了後（前項第五号に掲げる書類にあっては四半期連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあっては中間連結会計期間終了後、同項第七号に掲げる書類にあっては四半期会計期間終了後、同項第八号に掲げる書類にあっては中間会計期間終了後）三月以内に総務大臣に提出しなければならない。 ３　法第十三条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一項第一号から第三号までに掲げる書類（第二号に掲げる書類については、作成した場合に限る。）は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により、同項第四号に掲げる書類は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の規定により、それぞれ作成しなければならない。 ［４　同上］

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

総務大臣　松本　剛明

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ３　令和二年七月豪雨による災害及び令和六年能登半島地震による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八　なりわい再建支援事業（国の補助率が三分の二の場合に限る。）／九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策／」とする。	**附　則** ３　令和二年七月豪雨による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八　なりわい再建支援事業（国の補助率が三分の二の場合に限る。）／九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策／」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十一号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき、会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

会社法施行規則の一部を改正する省令

会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（募集事項の通知を要しない場合） **第四十条**　法第二百一条第五項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が同条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって、内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。 ［一～三　略］ ［号を削る。］ 四　［略］ 五　［略］ （募集事項の通知を要しない場合） **第五十三条**　法第二百四十条第四項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が割当日（法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。第五十五条の四において同じ。）の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（法第二百三十八条第一項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって、内閣総理大臣が当該割当日の二週間前の日から当該割当日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。 ［一～三　略］ ［号を削る。］ 四　［略］ 五　［略］	（募集事項の通知を要しない場合） **第四十条**　法第二百一条第五項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が同条第三項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって、内閣総理大臣が当該期日の二週間前の日から当該期日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。 ［一～三　同上］ 四　金融商品取引法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書（訂正報告書を含む。） 五　［同上］ 六　［同上］ （募集事項の通知を要しない場合） **第五十三条**　法第二百四十条第四項に規定する法務省令で定める場合は、株式会社が割当日（法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。第五十五条の四において同じ。）の二週間前までに、金融商品取引法の規定に基づき次に掲げる書類（法第二百三十八条第一項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法により提供している場合を含む。）であって、内閣総理大臣が当該割当日の二週間前の日から当該割当日まで継続して同法の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供しているときとする。 ［一～三　同上］ 四　金融商品取引法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書（訂正報告書を含む。） 五　［同上］ 六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号。以下この条において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下この条において同じ。）及び施行日以後に改正法附則第二条第一項の規定により提出される四半期報告書に係るこの省令による改正後の会社法施行規則第四十条及び第五十三条の適用については、なお従前の例による。

○法務省令第十二号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則） **第百二十条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三百十二条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、指定国際会計基準に従って作成することができる。この場合においては、第一章から第五章までの規定により第六十一条第一号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。 ［２・３　略］ （修正国際基準で作成する連結計算書類に関する特則） **第百二十条の二**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三百十四条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、修正国際基準に従って作成することができる。 ［２・３　略］ （米国基準で作成する連結計算書類に関する特則） **第百二十条の三**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三百十六条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。 ［２・３　略］	（国際会計基準で作成する連結計算書類に関する特則） **第百二十条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、指定国際会計基準に従って作成することができる。この場合においては、第一章から第五章までの規定により第六十一条第一号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。 ［２・３　同上］ （修正国際基準で作成する連結計算書類に関する特則） **第百二十条の二**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十四条の規定により連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に従うことができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、修正国際基準に従って作成することができる。 ［２・３　同上］ （米国基準で作成する連結計算書類に関する特則） **第百二十条の三**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十五条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○外務省令第一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

外務大臣　上川　陽子

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

	種別／国又は地別／単位	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国	中華人民共和国（香港特別行政区）	ネパール	パキスタン
		インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元	香港・ドル	ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	3,350	630,000	170,000	55	13,580	1,430	52,000	285	320	5,430	10,960
3	一般入国査証	1,800	330,000	90,000	29	7,140	750	27,000	150	170	2,860	5,770
4	数次入国査証	3,550	660,000	175,000	58	14,280	1,500	55,000	300	330	5,710	11,540
5	通過査証	400	80,000	20,000	7	1,660	180	6,000	35	40	670	1,350
6	再入国の許可の有効期間の延長	1,800	330,000	90,000	29	7,140	750	27,000	150	170	2,860	5,770
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,500	270,000	75,000	24	5,960	630	23,000	125	140	2,380	4,810
8	国籍証明	2,600	480,000	130,000	43	10,480	1,100	40,000	220	240	4,190	8,460
9	在留証明	700	130,000	35,000	12	2,860	300	11,000	60	70	1,140	2,310
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	700	130,000	35,000	12	2,860	300	11,000	60	70	1,140	2,310
11	職業証明	1,200	220,000	60,000	19	4,760	500	18,000	100	110	1,900	3,850
12	翻訳証明	2,600	480,000	130,000	43	10,480	1,100	40,000	220	240	4,190	8,460
13	署名又は印章の証明											
	イ. 官公署に係るもの	2,650	490,000	130,000	44	10,720	1,130	41,000	225	250	4,290	8,650
	ロ. その他のもの	1,000	190,000	50,000	17	4,040	430	15,000	85	90	1,620	3,270
14	遺骨証明	1,500	270,000	75,000	24	5,960	630	23,000	125	140	2,380	4,810
15	原産地証明	2,600	480,000	130,000	43	10,480	1,100	40,000	220	240	4,190	8,460
16	日本品の外国輸入証明	2,250	420,000	110,000	37	9,040	950	35,000	190	210	3,620	7,310
17	船内遺留品目録証明	550	100,000	25,000	9	2,140	230	8,000	45	50	860	1,730
18	航行報告証明	750	140,000	40,000	13	3,100	330	12,000	65	70	1,240	2,500
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,250	230,000	60,000	20	5,000	530	19,000	105	120	2,000	4,040

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル	ラオス	オーストラリア
		タカ	東ティモール・ドル	フィリピン・ペソ	ブルネイ・ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ	トウグリク	キップ	オーストラリア・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	4,320	41	2,300	55	980,000	185	86,400	620	143,000	740,000	61
3	一般入国査証	2,270	22	1,200	29	520,000	95	45,500	330	75,000	390,000	32
4	数次入国査証	4,550	43	2,400	58	1,030,000	195	90,900	660	150,000	779,000	65
5	通過査証	530	5	300	7	120,000	25	10,600	80	18,000	91,000	8
6	再入国の許可の有効期間の延長	2,270	22	1,200	29	520,000	95	45,500	330	75,000	390,000	32
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,890	18	1,000	24	430,000	80	37,900	270	63,000	325,000	27
8	国籍証明	3,330	32	1,750	43	760,000	140	66,700	480	110,000	571,000	47
9	在留証明	910	9	500	12	210,000	40	18,200	130	30,000	156,000	13
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	910	9	500	12	210,000	40	18,200	130	30,000	156,000	13
11	職業証明	1,520	14	800	19	340,000	65	30,300	220	50,000	260,000	22
12	翻訳証明	3,330	32	1,750	43	760,000	140	66,700	480	110,000	571,000	47
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	3,410	32	1,800	44	780,000	145	68,200	490	113,000	584,000	48
	ロ.その他のもの	1,290	12	700	17	290,000	55	25,800	190	43,000	221,000	18
14	遺骨証明	1,890	18	1,000	24	430,000	80	37,900	270	63,000	325,000	27
15	原産地証明	3,330	32	1,750	43	760,000	140	66,700	480	110,000	571,000	47
16	日本品の外国輸入証明	2,880	27	1,550	37	660,000	125	57,600	420	95,000	494,000	41
17	船内遺留品目録証明	680	6	350	9	160,000	30	13,600	100	23,000	117,000	10
18	航行報告証明	980	9	500	13	220,000	40	19,700	140	33,000	169,000	14
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,590	15	850	20	360,000	70	31,800	230	53,000	273,000	23

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	キリバス	サモア	ソロモン	トンガ	ニューカレドニア	ニュージーランド	バヌアツ	パプアニューギニア	パラオ	フィジー	マーシャル
		キリバス・ドル	サモア・タラ	ソロモン・ドル	パ・アンガ	パシフィック・フラン	ニュージーランド・ドル	バツ	キナ	パラオ・ドル	フィジー・ドル	マーシャル・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	61	112	335	97	4,915	66	4,915	146	41	92	41
3	一般入国査証	32	59	176	51	2,585	35	2,585	77	22	48	22
4	数次入国査証	65	118	353	102	5,170	70	5,170	154	43	97	43
5	通過査証	8	14	41	12	605	8	605	18	5	11	5
6	再入国の許可の有効期間の延長	32	59	176	51	2,585	35	2,585	77	22	48	22
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	27	49	147	42	2,155	29	2,155	64	18	40	18
8	国籍証明	47	86	259	75	3,795	51	3,795	113	32	71	32
9	在留証明	13	24	71	20	1,035	14	1,035	31	9	19	9
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	13	24	71	20	1,035	14	1,035	31	9	19	9
11	職業証明	22	39	118	34	1,725	23	1,725	51	14	32	14
12	翻訳証明	47	86	259	75	3,795	51	3,795	113	32	71	32
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	48	88	265	76	3,880	52	3,880	115	32	73	32
	ロ.その他のもの	18	33	100	29	1,465	20	1,465	44	12	27	12
14	遺骨証明	27	49	147	42	2,155	29	2,155	64	18	40	18
15	原産地証明	47	86	259	75	3,795	51	3,795	113	32	71	32
16	日本品の外国輸入証明	41	75	224	64	3,275	44	3,275	97	27	61	27
17	船内遺留品目録証明	10	18	53	15	775	10	775	23	6	15	6
18	航行報告証明	14	25	76	22	1,120	15	1,120	33	9	21	9
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	23	41	124	36	1,810	24	1,810	54	15	34	15

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	キューバ	グアテマラ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ
		ミクロネシア・ドル	ドル	カナダ・ドル	アルゼンチン・ペソ	ウルグアイ・ペソ	エクアドル・ドル	キューバ・ペソ	ケッツアル	コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	41	41	55	9,800	1,600	41	976	317	22,800	184,000	6,150
3	一般入国査証	22	22	29	5,200	840	22	514	167	12,000	97,000	3,250
4	数次入国査証	43	43	58	10,300	1,680	43	1,027	333	24,000	193,500	6,450
5	通過査証	5	5	7	1,200	200	5	120	39	2,800	22,500	750
6	再入国の許可の有効期間の延長	22	22	29	5,200	840	22	514	167	12,000	97,000	3,250
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	18	18	24	4,300	700	18	428	139	10,000	80,500	2,700
8	国籍証明	32	32	43	7,600	1,220	32	753	244	17,600	142,000	4,750
9	在留証明	9	9	12	2,100	340	9	205	67	4,800	38,500	1,300
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	9	9	12	2,100	340	9	205	67	4,800	38,500	1,300
11	職業証明	14	14	19	3,400	560	14	342	111	8,000	64,500	2,150
12	翻訳証明	32	32	43	7,600	1,220	32	753	244	17,600	142,000	4,750
13	署名又は印章の証明											
	イ. 官公署に係るもの	32	32	44	7,800	1,260	32	771	250	18,000	145,000	4,850
	ロ. その他のもの	12	12	17	2,900	480	12	291	94	6,800	55,000	1,850
14	遺骨証明	18	18	24	4,300	700	18	428	139	10,000	80,500	2,700
15	原産地証明	32	32	43	7,600	1,220	32	753	244	17,600	142,000	4,750
16	日本品の外国輸入証明	27	27	37	6,600	1,060	27	651	211	15,200	122,500	4,100
17	船内遺留品目録証明	6	6	9	1,600	260	6	154	50	3,600	29,000	950
18	航行報告証明	9	9	13	2,200	360	9	223	72	5,200	42,000	1,400
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	15	15	20	3,600	580	15	360	117	8,400	67,500	2,250

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス	ブラジル	ベネズエラ	ベリーズ
		チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	ガラニ	バルバドス・ドル	ヘアル	ボリバル・ソベラノ	ベリーズ・ドル
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	33,500	2,280	270	1,492	5,880	41	300,000	83	212	1,010	83
3	一般入国査証	17,500	1,200	145	785	3,090	22	158,000	43	112	530	43
4	数次入国査証	35,500	2,400	285	1,571	6,190	43	316,000	87	222	1,060	87
5	通過査証	4,000	280	35	183	720	5	37,000	10	26	125	10
6	再入国の許可の有効期間の延長	17,500	1,200	145	785	3,090	22	158,000	43	112	530	43
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	14,500	1,000	120	654	2,580	18	132,000	36	92	440	36
8	国籍証明	26,000	1,760	210	1,152	4,540	32	232,000	64	162	780	64
9	在留証明	7,000	480	55	314	1,240	9	63,000	17	44	210	17
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	7,000	480	55	314	1,240	9	63,000	17	44	210	17
11	職業証明	12,000	800	95	524	2,060	14	105,000	29	74	355	29
12	翻訳証明	26,000	1,760	210	1,152	4,540	32	232,000	64	162	780	64
13	署名又は印章の証明											
	イ. 官公署に係るもの	26,500	1,800	215	1,178	4,640	32	237,000	65	166	795	65
	ロ. その他のもの	10,000	680	80	445	1,750	12	89,000	25	62	300	25
14	遺骨証明	14,500	1,000	120	654	2,580	18	132,000	36	92	440	36
15	原産地証明	26,000	1,760	210	1,152	4,540	32	232,000	64	162	780	64
16	日本品の外国輸入証明	22,500	1,520	180	995	3,920	27	200,000	55	140	675	55
17	船内遺留品目録証明	5,500	360	45	236	930	6	47,000	13	34	160	13
18	航行報告証明	7,500	520	60	340	1,340	9	68,000	19	48	230	19
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	12,500	840	100	550	2,160	15	111,000	30	78	370	30

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 ／ 単位	ペルー	ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	イタリア	ウクライナ
		ソル	ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	アイスランド・クローネ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク	ドラム	ユーロ	フリヴニャ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	154	285	1,011	740	5,700	38	70	4,300	15,830	38	1,575
3	一般入国査証	81	150	532	390	3,000	20	37	2,200	8,330	20	830
4	数次入国査証	162	300	1,064	780	6,000	40	73	4,500	16,670	40	1,655
5	通過査証	19	35	124	90	700	5	9	500	1,940	5	195
6	再入国の許可の有効期間の延長	81	150	532	390	3,000	20	37	2,200	8,330	20	830
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	68	125	443	330	2,500	17	30	1,900	6,940	17	690
8	国籍証明	119	220	780	570	4,400	30	54	3,300	12,220	30	1,215
9	在留証明	32	60	213	160	1,200	8	15	900	3,330	8	330
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	32	60	213	160	1,200	8	15	900	3,330	8	330
11	職業証明	54	100	355	260	2,000	13	24	1,500	5,560	13	550
12	翻訳証明	119	220	780	570	4,400	30	54	3,300	12,220	30	1,215
13	署名又は印章の証明											
	イ. 官公署に係るもの	122	225	798	590	4,500	30	55	3,400	12,500	30	1,245
	ロ. その他のもの	46	85	301	220	1,700	11	21	1,300	4,720	11	470
14	遺骨証明	68	125	443	330	2,500	17	30	1,900	6,940	17	690
15	原産地証明	119	220	780	570	4,400	30	54	3,300	12,220	30	1,215
16	日本品の外国輸入証明	103	190	674	490	3,800	26	46	2,800	10,560	26	1,050
17	船内遺留品目録証明	24	45	160	120	900	6	11	700	2,500	6	250
18	航行報告証明	35	65	230	170	1,300	9	16	1,000	3,610	9	360
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	57	105	372	270	2,100	14	26	1,600	5,830	14	580

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 ／ 単位	ウズベキスタン	英国	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	北マケドニア	キプロス	ギリシャ	キルギス	クロアチア
		ソム	スターリング・ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ	テンゲ	デナル	ユーロ	ユーロ	キルギス・ソム	ユーロ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	475,000	33	38	38	38	19,000	2,360	38	38	3,560	38
3	一般入国査証	250,000	17	20	20	20	10,000	1,240	20	20	1,880	20
4	数次入国査証	500,000	35	40	40	40	20,000	2,480	40	40	3,750	40
5	通過査証	58,000	4	5	5	5	2,350	290	5	5	440	5
6	再入国の許可の有効期間の延長	250,000	17	20	20	20	10,000	1,240	20	20	1,880	20
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	208,000	15	17	17	17	8,350	1,030	17	17	1,560	17
8	国籍証明	367,000	26	30	30	30	14,650	1,820	30	30	2,750	30
9	在留証明	100,000	7	8	8	8	4,000	500	8	8	750	8
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	100,000	7	8	8	8	4,000	500	8	8	750	8
11	職業証明	167,000	12	13	13	13	6,650	830	13	13	1,250	13
12	翻訳証明	367,000	26	30	30	30	14,650	1,820	30	30	2,750	30
13	署名又は印章の証明											
	イ. 官公署に係るもの	375,000	26	30	30	30	15,000	1,860	30	30	2,810	30
	ロ. その他のもの	142,000	10	11	11	11	5,650	700	11	11	1,060	11
14	遺骨証明	208,000	15	17	17	17	8,350	1,030	17	17	1,560	17
15	原産地証明	367,000	26	30	30	30	14,650	1,820	30	30	2,750	30
16	日本品の外国輸入証明	317,000	22	26	26	26	12,650	1,570	26	26	2,380	26
17	船内遺留品目録証明	75,000	5	6	6	6	3,000	370	6	6	560	6
18	航行報告証明	108,000	8	9	9	9	4,350	540	9	9	810	9
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	175,000	12	14	14	14	7,000	870	14	14	1,310	14

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	コソボ	ジョージア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア	タジキスタン	チェコ	デンマーク
		ユーロ	ラリ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール	タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	38	108	37	440	38	38	38	4,500	438	910	285
3	一般入国査証	20	57	20	230	20	20	20	2,350	231	480	150
4	数次入国査証	40	113	39	460	40	40	40	4,700	462	960	300
5	通過査証	5	13	5	50	5	5	5	550	54	110	35
6	再入国の許可の有効期間の延長	20	57	20	230	20	20	20	2,350	231	480	150
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	17	47	16	190	17	17	17	1,950	192	400	125
8	国籍証明	30	83	29	340	30	30	30	3,450	338	710	220
9	在留証明	8	23	8	90	8	8	8	950	92	190	60
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	8	23	8	90	8	8	8	950	92	190	60
11	職業証明	13	38	13	150	13	13	13	1,550	154	320	100
12	翻訳証明	30	83	29	340	30	30	30	3,450	338	710	220
13	署名又は印章の証明											
	イ．官公署に係るもの	30	85	29	350	30	30	30	3,550	346	720	225
	ロ．その他のもの	11	32	11	130	11	11	11	1,350	131	270	85
14	遺骨証明	17	47	16	190	17	17	17	1,950	192	400	125
15	原産地証明	30	83	29	340	30	30	30	3,450	338	710	220
16	日本品の外国輸入証明	26	72	25	290	26	26	26	3,000	292	610	190
17	船内遺留品目録証明	6	17	6	70	6	6	6	700	69	140	45
18	航行報告証明	9	25	8	100	9	9	9	1,000	100	210	65
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	14	40	14	160	14	14	14	1,650	162	340	105

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド
		ユーロ	トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	バチカン・ユーロ	フォリント	ユーロ	ユーロ	レヴ	ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロティ
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	38	143	440	38	14,600	38	38	75	119	38	178
3	一般入国査証	20	75	230	20	7,700	20	20	39	63	20	94
4	数次入国査証	40	150	460	40	15,400	40	40	79	125	40	188
5	通過査証	5	18	55	5	1,800	5	5	9	15	5	22
6	再入国の許可の有効期間の延長	20	75	230	20	7,700	20	20	39	63	20	94
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	17	63	190	17	6,400	17	17	33	52	17	78
8	国籍証明	30	110	340	30	11,300	30	30	58	92	30	138
9	在留証明	8	30	90	8	3,100	8	8	16	25	8	38
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	8	30	90	8	3,100	8	8	16	25	8	38
11	職業証明	13	50	155	13	5,100	13	13	26	42	13	63
12	翻訳証明	30	110	340	30	11,300	30	30	58	92	30	138
13	署名又は印章の証明											
	イ．官公署に係るもの	30	113	345	30	11,500	30	30	59	94	30	141
	ロ．その他のもの	11	43	130	11	4,400	11	11	22	35	11	53
14	遺骨証明	17	63	190	17	6,400	17	17	33	52	17	78
15	原産地証明	30	110	340	30	11,300	30	30	58	92	30	138
16	日本品の外国輸入証明	26	95	290	26	9,700	26	26	50	79	26	119
17	船内遺留品目録証明	6	23	70	6	2,300	6	6	12	19	6	28
18	航行報告証明	9	33	100	9	3,300	9	9	17	27	9	41
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	14	53	160	14	5,400	14	14	28	44	14	66

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	ボスニア・ヘルツェゴビナ コンヴェルティビルナ・マルカ	ポルトガル ユーロ	マルタ ユーロ	モルドバ モルドバ・レイ	ラトビア ユーロ	リトアニア ユーロ	ルーマニア レイ	ルクセンブルク ユーロ	ロシア ルーブル	アフガニスタン アフガニー	アラブ首長国連邦 ディルハム
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/101	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	75	38	38	755	38	38	190	38	3,260	3,500	150
3	一般入国査証	39	20	20	397	20	20	100	20	1,710	1,850	80
4	数次入国査証	79	40	40	795	40	40	200	40	3,430	3,700	160
5	通過査証	9	5	5	93	5	5	25	5	400	450	20
6	再入国の許可の有効期間の延長	39	20	20	397	20	20	100	20	1,710	1,850	80
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	33	17	17	331	17	17	85	17	1,430	1,550	65
8	国籍証明	58	30	30	583	30	30	145	30	2,510	2,700	115
9	在留証明	16	8	8	159	8	8	40	8	690	750	30
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	16	8	8	159	8	8	40	8	690	750	30
11	職業証明	26	13	13	265	13	13	65	13	1,140	1,250	55
12	翻訳証明	58	30	30	583	30	30	145	30	2,510	2,700	115
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	59	30	30	596	30	30	150	30	2,570	2,800	120
	ロ.その他のもの	22	11	11	225	11	11	55	11	970	1,050	45
14	遺骨証明	33	17	17	331	17	17	85	17	1,430	1,550	65
15	原産地証明	58	30	30	583	30	30	145	30	2,510	2,700	115
16	日本品の外国輸入証明	50	26	26	503	26	26	125	26	2,170	2,350	100
17	船内遺留品目録証明	12	6	6	119	6	6	30	6	510	550	25
18	航行報告証明	17	9	9	172	9	9	45	9	740	800	35
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	28	14	14	278	14	14	70	14	1,200	1,300	55

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	イエメン イエメン・リアル	イスラエル シェケル	イラク イラク・ディナール	イラン リアル	オマーン オマーン・リアル	カタール カタール・リヤール	クウェート クウェート・ディナール	サウジアラビア リヤール	シリア シリア・ポンド	トルコ トルコ・リラ	バーレーン バーレーン・ディナール
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	21,100	150	57,000	15,500,000	16.0	150	12.50	155	259,100	905	15.5
3	一般入国査証	11,100	79	30,000	8,000,000	8.5	79	6.75	80	136,350	475	8.0
4	数次入国査証	22,200	158	60,000	16,000,000	16.5	158	13.25	160	272,750	950	16.5
5	通過査証	2,600	18	7,000	2,000,000	2.0	18	1.50	20	31,800	110	2.0
6	再入国の許可の有効期間の延長	11,100	79	30,000	8,000,000	8.5	79	6.75	80	136,350	475	8.0
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	9,250	66	25,000	7,000,000	7.0	66	5.50	70	113,650	395	7.0
8	国籍証明	16,300	116	44,000	12,000,000	12.0	116	9.75	120	200,000	695	12.0
9	在留証明	4,450	32	12,000	3,000,000	3.5	32	2.75	30	54,550	190	3.5
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	4,450	32	12,000	3,000,000	3.5	32	2.75	30	54,550	190	3.5
11	職業証明	7,400	53	20,000	5,500,000	5.5	53	4.50	55	90,900	315	5.5
12	翻訳証明	16,300	116	44,000	12,000,000	12.0	116	9.75	120	200,000	695	12.0
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	16,650	118	45,000	12,000,000	12.5	118	10.00	120	204,550	715	12.0
	ロ.その他のもの	6,300	45	17,000	4,500,000	4.5	45	3.75	45	77,250	270	4.5
14	遺骨証明	9,250	66	25,000	7,000,000	7.0	66	5.50	70	113,650	395	7.0
15	原産地証明	16,300	116	44,000	12,000,000	12.0	116	9.75	120	200,000	695	12.0
16	日本品の外国輸入証明	14,050	100	38,000	10,500,000	10.5	100	8.50	105	172,750	600	10.5
17	船内遺留品目録証明	3,350	24	9,000	2,500,000	2.5	24	2.00	25	40,900	145	2.5
18	航行報告証明	4,800	34	13,000	3,500,000	3.5	34	3.00	35	59,100	205	3.5
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	7,800	55	21,000	5,500,000	6.0	55	4.75	55	95,450	335	5.5

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 単位	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア	ガーナ	ガボン	カメルーン
		ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ	ガーナ・セディ	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	29	613,000	5,700	25,900	154,000	1,210	2,244	618	438	25,000	25,000
3	一般入国査証	15	323,000	3,000	13,600	81,000	640	1,181	325	231	13,000	13,000
4	数次入国査証	31	645,000	6,000	27,300	162,000	1,270	2,362	651	462	26,000	26,000
5	通過査証	4	75,000	700	3,200	19,000	150	276	76	54	3,000	3,000
6	再入国の許可の有効期間の延長	15	323,000	3,000	13,600	81,000	640	1,181	325	231	13,000	13,000
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	13	269,000	2,500	11,400	68,000	530	984	271	192	11,000	11,000
8	国籍証明	22	473,000	4,400	20,000	119,000	930	1,732	477	338	19,000	19,000
9	在留証明	6	129,000	1,200	5,500	32,000	250	472	130	92	5,000	5,000
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	6	129,000	1,200	5,500	32,000	250	472	130	92	5,000	5,000
11	職業証明	10	215,000	2,000	9,100	54,000	420	787	217	154	9,000	9,000
12	翻訳証明	22	473,000	4,400	20,000	119,000	930	1,732	477	338	19,000	19,000
13	署名又は印章の証明											
	イ．官公署に係るもの	23	484,000	4,500	20,500	122,000	960	1,772	488	346	20,000	20,000
	ロ．その他のもの	9	183,000	1,700	7,700	46,000	360	669	184	131	7,000	7,000
14	遺骨証明	13	269,000	2,500	11,400	68,000	530	984	271	192	11,000	11,000
15	原産地証明	22	473,000	4,400	20,000	119,000	930	1,732	477	338	19,000	19,000
16	日本品の外国輸入証明	19	409,000	3,800	17,300	103,000	810	1,496	412	292	16,500	16,500
17	船内遺留品目録証明	5	97,000	900	4,100	24,000	190	354	98	69	4,000	4,000
18	航行報告証明	7	140,000	1,300	5,900	35,000	280	512	141	100	6,000	6,000
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	11	226,000	2,100	9,500	57,000	450	827	228	162	9,000	9,000

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 単位	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル	セネガル	タンザニア	チュニジア
		ギニア・フラン	ケニア・シリング	ＣＦＡフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー	ＣＦＡフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	356,000	5,550	25,000	90,500	780	7,300	24,800	571	25,000	98,000	127
3	一般入国査証	188,000	2,900	13,000	47,600	410	3,800	13,000	301	13,000	52,000	67
4	数次入国査証	375,000	5,850	26,000	95,200	821	7,700	26,100	601	26,000	103,000	133
5	通過査証	44,000	700	3,000	11,100	96	900	3,000	70	3,000	12,000	16
6	再入国の許可の有効期間の延長	188,000	2,900	13,000	47,600	410	3,800	13,000	301	13,000	52,000	67
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	156,000	2,450	11,000	39,700	342	3,200	10,900	251	11,000	43,000	56
8	国籍証明	275,000	4,250	19,000	69,800	602	5,600	19,100	441	19,000	76,000	98
9	在留証明	75,000	1,150	5,000	19,000	164	1,500	5,200	120	5,000	21,000	27
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	75,000	1,150	5,000	19,000	164	1,500	5,200	120	5,000	21,000	27
11	職業証明	125,000	1,950	9,000	31,700	274	2,600	8,700	200	9,000	34,000	44
12	翻訳証明	275,000	4,250	19,000	69,800	602	5,600	19,100	441	19,000	76,000	98
13	署名又は印章の証明											
	イ．官公署に係るもの	281,000	4,350	20,000	71,400	616	5,800	19,600	451	20,000	78,000	100
	ロ．その他のもの	106,000	1,650	7,000	27,000	233	2,200	7,400	170	7,000	29,000	38
14	遺骨証明	156,000	2,450	11,000	39,700	342	3,200	10,900	251	11,000	43,000	56
15	原産地証明	275,000	4,250	19,000	69,800	602	5,600	19,100	441	19,000	76,000	98
16	日本品の外国輸入証明	238,000	3,700	16,500	60,300	520	4,900	16,500	381	16,500	66,000	84
17	船内遺留品目録証明	56,000	850	4,000	14,300	123	1,200	3,900	90	4,000	16,000	20
18	航行報告証明	81,000	1,250	6,000	20,600	178	1,700	5,700	130	6,000	22,000	29
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	131,000	2,050	9,000	33,300	287	2,700	9,100	210	9,000	36,000	47

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 単位	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス
		ナイラ	ナミビア・ドル	ＣＦＡフラン	ＣＦＡフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	ＣＦＡフラン	ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	23,800	748	25,000	25,000	570	178,000	43,800	25,000	750	35,620	1,850
3	一般入国査証	12,500	394	13,000	13,000	300	94,000	23,100	13,000	395	18,760	970
4	数次入国査証	25,000	787	26,000	26,000	600	188,000	46,200	26,000	790	37,500	1,950
5	通過査証	2,900	92	3,000	3,000	70	22,000	5,400	3,000	90	4,380	230
6	再入国の許可の有効期間の延長	12,500	394	13,000	13,000	300	94,000	23,100	13,000	395	18,760	970
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	10,400	328	11,000	11,000	250	78,000	19,200	11,000	330	15,620	810
8	国籍証明	18,300	577	19,000	19,000	440	138,000	33,800	19,000	580	27,500	1,430
9	在留証明	5,000	157	5,000	5,000	120	38,000	9,200	5,000	160	7,500	390
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	5,000	157	5,000	5,000	120	38,000	9,200	5,000	160	7,500	390
11	職業証明	8,300	262	9,000	9,000	200	63,000	15,400	9,000	265	12,500	650
12	翻訳証明	18,300	577	19,000	19,000	440	138,000	33,800	19,000	580	27,500	1,430
13	署名又は印章の証明											
	イ.官公署に係るもの	18,800	591	20,000	20,000	450	141,000	34,600	20,000	590	28,120	1,460
	ロ.その他のもの	7,100	223	7,000	7,000	170	53,000	13,100	7,000	225	10,620	550
14	遺骨証明	10,400	328	11,000	11,000	250	78,000	19,200	11,000	330	15,620	810
15	原産地証明	18,300	577	19,000	19,000	440	138,000	33,800	19,000	580	27,500	1,430
16	日本品の外国輸入証明	15,800	499	16,500	16,500	380	119,000	29,200	16,500	500	23,760	1,230
17	船内遺留品目録証明	3,800	118	4,000	4,000	90	28,000	6,900	4,000	120	5,620	290
18	航行報告証明	5,400	171	6,000	6,000	130	41,000	10,000	6,000	170	8,120	420
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	8,800	276	9,000	9,000	210	66,000	16,200	9,000	275	13,120	680

別表第一

	種別 ＼ 国又は地別 単位	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
		ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	1,500	2,610	405	197	47,500
3	一般入国査証	800	1,380	215	103	25,000
4	数次入国査証	1,550	2,750	430	207	50,000
5	通過査証	200	320	50	24	5,800
6	再入国の許可の有効期間の延長	800	1,380	215	103	25,000
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	650	1,150	180	86	20,800
8	国籍証明	1,150	2,020	315	152	36,700
9	在留証明	300	550	85	41	10,000
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	300	550	85	41	10,000
11	職業証明	500	920	145	69	16,700
12	翻訳証明	1,150	2,020	315	152	36,700
13	署名又は印章の証明					
	イ.官公署に係るもの	1,150	2,060	320	155	37,500
	ロ.その他のもの	450	780	120	59	14,200
14	遺骨証明	650	1,150	180	86	20,800
15	原産地証明	1,150	2,020	315	152	36,700
16	日本品の外国輸入証明	1,000	1,740	270	131	31,700
17	船内遺留品目録証明	250	410	65	31	7,500
18	航行報告証明	350	600	95	45	10,800
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	550	960	150	72	17,500

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別＼国又は地別/支払方法	クレジットカード	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国
単位	円	インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元
一般入国査証	832	500	90,000	25,000	8	1,980	210	8,000	40
数次入国査証	832	500	90,000	25,000	8	1,980	210	8,000	40
通過査証	76	50	10,000	5,000	1	180	20	1,000	5

中華人民共和国（香港特別行政区）	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ
香港・ドル	ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー	タカ	東ティモール・ドル	フィリピン・ペソ	ブルネイ・ドル	ドン	リンギ	チャット	ルフィヤ
50	790	1,600	630	6	350	8	140,000	25	12,600	90
50	790	1,600	630	6	350	8	140,000	25	12,600	90
10	70	150	60	1	50	1	10,000	5	1,200	10

モンゴル	ラオス	オーストラリア	キリバス	サモア	ソロモン	トンガ	ニューカレドニア	ニュージーランド	バヌアツ	パプアニューギニア
トウグリク	キップ	オーストラリア・ドル	キリバス・ドル	サモア・タラ	ソロモン・ドル	パ・アンガ	パシフィック・フラン	ニュージーランド・ドル	バツ	キナ
21,000	108,000	9	9	16	49	14	715	10	715	21
21,000	108,000	9	9	16	49	14	715	10	715	21
2,000	10,000	1	1	1	4	1	65	1	65	2

パラオ	フィジー	マーシャル	ミクロネシア	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンチン	ウルグアイ	エクアドル	キューバ	グアテマラ
パラオ・ドル	フィジー・ドル	マーシャル・ドル	ミクロネシア・ドル	ドル	カナダ・ドル	アルゼンチン・ペソ	ウルグアイ・ペソ	エクアドル・ドル	キューバ・ペソ	ケッツアル
6	13	6	6	6	8	1,400	240	6	142	46
6	13	6	6	6	8	1,400	240	6	142	46
1	1	1	1	1	1	100	20	1	13	4

コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ	チリ	ドミニカ共和国	トリニダード・トバゴ	ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ	バルバドス
コスタリカ・コロン	コロンビア・ペソ	ジャマイカ・ドル	チリ・ペソ	ドミニカ・ペソ	トリニダード・トバゴ・ドル	コルドバ	グルド	バルボア	ガラニ	バルバドス・ドル
3,300	27,000	900	5,000	335	40	218	860	6	44,000	12
3,300	27,000	900	5,000	335	40	218	860	6	44,000	12
300	2,500	100	500	30	5	20	80	1	4,000	1

ブラジル	ベネズエラ	ベリーズ	ペルー	ボリビア	ホンジュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	アゼルバイジャン	アルバニア
ヘアル	ボリバル・ソベラノ	ベリーズ・ドル	ソル	ボリヴィアーノ	レンピラ	メキシコ・ペソ	アイスランド・クローネ	ユーロ	アゼルバイジャン・マナト	レク
30	145	12	22	42	148	110	850	6	10	600
30	145	12	22	42	148	110	850	6	10	600
2	15	1	2	4	13	10	100	1	1	100

アルメニア	イタリア	ウクライナ	ウズベキスタン	英国	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン	北マケドニア	キプロス
ドラム	ユーロ	フリヴニャ	ソム	スターリング・ポンド	ユーロ	ユーロ	ユーロ	テンゲ	デナル	ユーロ
2,310	6	230	69,000	5	6	6	6	2,750	340	6
2,310	6	230	69,000	5	6	6	6	2,750	340	6
210	1	20	6,000	1	1	1	1	250	30	1

ギリシャ	キルギス	クロアチア	コソボ	ジョージア	スイス	スウェーデン	スペイン	スロバキア	スロベニア	セルビア
ユーロ	キルギス・ソム	ユーロ	ユーロ	ラリ	スイス・フラン	スウェーデン・クローネ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	セルビア・ディナール
6	520	6	6	16	5	60	6	6	6	650
6	520	6	6	16	5	60	6	6	6	650
1	50	1	1	1	1	10	1	1	1	50

タジキスタン	チェコ	デンマーク	ドイツ	トルクメニスタン	ノルウェー	バチカン	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア
タジキスタン・ソモニ	コルナ	デンマーク・クローネ	ユーロ	トルクメニスタン・マナト	ノルウェー・クローネ	バチカン・ユーロ	フォリント	ユーロ	ユーロ	レヴ
64	130	40	6	21	65	6	2,100	6	6	11
64	130	40	6	21	65	6	2,100	6	6	11
6	10	5	1	2	5	1	200	1	1	1

ベラルーシ	ベルギー	ポーランド	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マルタ	モルドバ	ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ルクセンブルク
ベラルーシ・ルーブル	ユーロ	ズロティ	コンヴェルティビルナ・マルカ	ユーロ	ユーロ	モルドバ・レイ	ユーロ	ユーロ	レイ	ユーロ
17	6	26	11	6	6	110	6	6	30	6
17	6	26	11	6	6	110	6	6	30	6
2	1	2	1	1	1	10	1	1	5	1

ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア
ルーブル	アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール
480	500	20	3,100	22	8,000	2,000,000	2.5	22	1.75	20
480	500	20	3,100	22	8,000	2,000,000	2.5	22	1.75	20
40	50	5	300	2	1,000	500,000	0.5	2	0.25	5

シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア
シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ
37,800	130	2.5	4	89,000	800	3,800	22,000	180	328	90
37,800	130	2.5	4	89,000	800	3,800	22,000	180	328	90
3,450	10	0.5	1	8,000	100	300	2,000	20	30	8

ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル
ガーナ・セディ	CFAフラン	CFAフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	CFAフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー
64	4,000	4,000	52,000	800	4,000	13,200	114	1,100	3,600	83
64	4,000	4,000	52,000	800	4,000	13,200	114	1,100	3,600	83
6	1,000	1,000	5,000	50	1,000	1,200	10	100	300	8

セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ
CFAフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	CFAフラン
4,000	14,000	18	3,500	109	4,000	4,000	85	26,000	6,400	4,000
4,000	14,000	18	3,500	109	4,000	4,000	85	26,000	6,400	4,000
1,000	1,000	2	300	10	1,000	1,000	10	2,000	600	1,000

南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
110	5,200	270	200	380	60	29	6,900
110	5,200	270	200	380	60	29	6,900
10	480	20	50	30	5	3	600

附　則

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第二号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

外務大臣　上川　陽子

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表）

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	9,450	13,000	6,500	10,050	3,550	7,100	3,550	7,100	950	1,500
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	1,760,000	2,420,000	1,210,000	1,870,000	660,000	1,320,000	660,000	1,320,000	180,000	270,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	470,000	645,000	325,000	500,000	175,000	355,000	175,000	355,000	45,000	75,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	155	214	107	165	58	117	58	117	16	24
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	38,100	52,380	26,200	40,480	14,280	28,580	14,280	28,580	3,800	5,960
タイ	ﾊﾞｰﾂ	4,010	5,510	2,760	4,260	1,500	3,010	1,500	3,010	400	630
大韓民国	ｳｫﾝ	145,000	200,000	100,000	155,000	55,000	109,000	55,000	109,000	15,000	23,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	800	1,100	550	850	300	600	300	600	80	125
香港	香港・ﾄﾞﾙ	890	1,220	610	940	330	670	330	670	90	140
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	15,240	20,950	10,480	16,190	5,710	11,430	5,710	11,430	1,520	2,380
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	30,770	42,310	21,150	32,690	11,540	23,080	11,540	23,080	3,080	4,810
バングラデシュ	ﾀｶ	12,120	16,670	8,330	12,880	4,550	9,090	4,550	9,090	1,210	1,890
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	115	158	79	122	43	86	43	86	12	18
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	6,450	8,850	4,400	6,850	2,400	4,800	2,400	4,800	650	1,000
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	155	214	107	165	58	117	58	117	16	24
ベトナム	ﾄﾞﾝ	2,760,000	3,790,000	1,900,000	2,930,000	1,030,000	2,070,000	1,030,000	2,070,000	280,000	430,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	515	710	355	550	195	385	195	385	50	80
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	242,400	333,300	166,700	257,600	90,900	181,800	90,900	181,800	24,200	37,900
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	1,750	2,410	1,200	1,860	660	1,310	660	1,310	180	270
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	400,000	550,000	275,000	425,000	150,000	300,000	150,000	300,000	40,000	63,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	2,078,000	2,857,000	1,429,000	2,208,000	779,000	1,558,000	779,000	1,558,000	208,000	325,000

大洋州

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ･ﾄﾞﾙ	172	237	118	183	65	129	65	129	17	27
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ･ﾄﾞﾙ	172	237	118	183	65	129	65	129	17	27
サモア	ｻﾓｱ･ﾀﾗ	314	431	216	333	118	235	118	235	31	49
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ･ﾄﾞﾙ	941	1,294	647	1,000	353	706	353	706	94	147
トンガ	ﾊﾟ･ｱﾝｶﾞ	271	373	186	288	102	203	102	203	27	42
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ･ﾌﾗﾝ	13,795	18,965	9,485	14,655	5,170	10,345	5,170	10,345	1,380	2,155
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ･ﾄﾞﾙ	186	256	128	198	70	140	70	140	19	29
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	13,795	18,965	9,485	14,655	5,170	10,345	5,170	10,345	1,380	2,155
パプアニューギニア	ｷﾅ	410	564	282	436	154	308	154	308	41	64
パラオ	ﾊﾟﾗｵ･ﾄﾞﾙ	115	158	79	122	43	86	43	86	12	18
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ･ﾄﾞﾙ	258	355	177	274	97	194	97	194	26	40
マーシャル	ﾏｰｼｬﾙ・ﾄﾞﾙ	115	158	79	122	43	86	43	86	12	18
ミクロネシア	ﾐｸﾛﾈｼｱ･ﾄﾞﾙ	115	158	79	122	43	86	43	86	12	18

北米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アメリカ合衆国	ﾄﾞﾙ	115	158	79	122	43	86	43	86	12	18
カナダ	ｶﾅﾀﾞ･ﾄﾞﾙ	155	214	107	165	58	117	58	117	16	24

中南米

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ･ﾍﾟｿ	27,600	37,900	19,000	29,300	10,300	20,700	10,300	20,700	2,800	4,300
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ･ﾍﾟｿ	4,460	6,140	3,080	4,740	1,680	3,360	1,680	3,360	440	700
エクアドル	ｴｸｱﾄﾞﾙ･ﾄﾞﾙ	115	158	79	122	43	86	43	86	12	18
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ･ﾍﾟｿ	2,740	3,767	1,884	2,911	1,027	2,055	1,027	2,055	274	428
グアテマラ	ｹｯﾂｱﾙ	889	1,222	611	944	333	667	333	667	89	139
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ･ｺﾛﾝ	64,000	88,000	44,000	68,000	24,000	48,000	24,000	48,000	6,400	10,000
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ･ﾍﾟｿ	516,000	709,500	355,000	548,500	193,500	387,000	193,500	387,000	51,500	80,500
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ･ﾄﾞﾙ	17,200	23,650	11,850	18,300	6,450	12,900	6,450	12,900	1,700	2,700
チリ	ﾁﾘ･ﾍﾟｿ	94,000	129,500	64,500	100,000	35,500	70,500	35,500	70,500	9,500	14,500
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ･ﾍﾟｿ	6,400	8,800	4,400	6,800	2,400	4,800	2,400	4,800	640	1,000
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ･ﾄﾊﾞｺﾞ･ﾄﾞﾙ	760	1,050	525	810	285	570	285	570	75	120
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	4,188	5,759	2,880	4,450	1,571	3,141	1,571	3,141	419	654
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	16,490	22,680	11,340	17,530	6,190	12,370	6,190	12,370	1,650	2,580

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	115	158	79	122	43	86	43	86	12	18
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	842,000	1,158,000	579,000	895,000	316,000	632,000	316,000	632,000	84,000	132,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ･ﾄﾞﾙ	232	319	159	246	87	174	87	174	23	36
ブラジル	ﾍｱﾙ	592	814	408	630	222	444	222	444	60	92
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ	2,830	3,895	1,945	3,010	1,060	2,125	1,060	2,125	285	440
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ･ﾄﾞﾙ	232	319	159	246	87	174	87	174	23	36
ペルー	ｿﾙ	432	595	297	459	162	324	162	324	43	68
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	800	1,100	550	850	300	600	300	600	80	125
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	2,837	3,901	1,950	3,014	1,064	2,128	1,064	2,128	284	443
メキシコ	ﾒｷｼｺ･ﾍﾟｿ	2,080	2,860	1,430	2,210	780	1,560	780	1,560	210	330

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	16,000	22,000	11,000	17,000	6,000	12,000	6,000	12,000	1,600	2,500
アイルランド	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	195	268	134	207	73	146	73	146	20	30
アルバニア	ﾚｸ	11,900	16,400	8,200	12,700	4,500	9,000	4,500	9,000	1,200	1,900
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	44,440	61,110	30,560	47,220	16,670	33,330	16,670	33,330	4,440	6,940
イタリア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	4,420	6,077	3,040	4,695	1,655	3,315	1,655	3,315	440	690
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,333,000	1,833,000	917,000	1,417,000	500,000	1,000,000	500,000	1,000,000	133,000	208,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	93	128	64	99	35	70	35	70	9	15
エストニア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
オーストリア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
オランダ	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	53,350	73,350	36,650	56,650	20,000	40,000	20,000	40,000	5,350	8,350
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	6,610	9,090	4,550	7,020	2,480	4,960	2,480	4,960	660	1,030
キプロス	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ギリシャ	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	10,000	13,750	6,880	10,630	3,750	7,500	3,750	7,500	1,000	1,560

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
クロアチア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
コソボ	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ジョージア	ﾗﾘ	302	415	208	321	113	226	113	226	30	47
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	105	144	72	111	39	78	39	78	10	16
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	1,230	1,690	850	1,310	460	920	460	920	120	190
スペイン	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
スロバキア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
スロベニア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
セルビア	ｾﾙﾋﾞｱ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	12,600	17,300	8,650	13,400	4,700	9,450	4,700	9,450	1,250	1,950
タジキスタン	ﾀｼﾞｷｽﾀﾝ・ｿﾓﾆ	1,231	1,692	846	1,308	462	923	462	923	123	192
チェコ	ｺﾙﾅ	2,570	3,530	1,770	2,730	960	1,930	960	1,930	260	400
デンマーク	ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ｸﾛｰﾈ	800	1,100	550	850	300	600	300	600	80	125
ドイツ	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
トルクメニスタン	ﾄﾙｸﾒﾆｽﾀﾝ・ﾏﾅﾄ	400	550	275	425	150	300	150	300	40	63
ノルウェー	ﾉﾙｳｪｰ・ｸﾛｰﾈ	1,230	1,690	845	1,310	460	925	460	925	125	190
バチカン	ﾊﾞﾁｶﾝ・ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ハンガリー	ﾌｫﾘﾝﾄ	41,000	56,400	28,200	43,600	15,400	30,800	15,400	30,800	4,100	6,400
フィンランド	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
フランス	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ブルガリア	ﾚｳﾞ	211	289	145	224	79	158	79	158	21	33
ベラルーシ	ﾍﾞﾗﾙｰｼ・ﾙｰﾌﾞﾙ	333	458	229	354	125	250	125	250	33	52
ベルギー	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ポーランド	ｽﾞﾛﾃｨ	500	688	344	531	188	375	188	375	50	78
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ｺﾝｳﾞｪﾙﾃｨﾋﾞﾙﾅ・ﾏﾙｶ	211	289	145	224	79	158	79	158	21	33
ポルトガル	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
マルタ	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	2,119	2,914	1,457	2,252	795	1,589	795	1,589	212	331
ラトビア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
リトアニア	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ルーマニア	ﾚｲ	535	735	365	565	200	400	200	400	55	85
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	107	148	74	114	40	81	40	81	11	17
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	9,140	12,570	6,290	9,710	3,430	6,860	3,430	6,860	910	1,430

中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	9,900	13,600	6,800	10,500	3,700	7,400	3,700	7,400	1,000	1,550
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	420	580	290	445	160	315	160	315	40	65
イエメン	ｲｴﾒﾝ･ﾘｱﾙ	59,250	81,500	40,750	62,950	22,200	44,450	22,200	44,450	5,950	9,250
イスラエル	ｼｪｹﾙ	421	579	289	447	158	316	158	316	42	66
イラク	ｲﾗｸ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	160,000	220,000	110,000	170,000	60,000	120,000	60,000	120,000	16,000	25,000
イラン	ﾘｱﾙ	43,000,000	59,500,000	29,500,000	46,000,000	16,000,000	32,500,000	16,000,000	32,500,000	4,500,000	7,000,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ･ﾘｱﾙ	44.50	61	30.50	47	16.50	33	16.50	33	4.50	7.00
カタール	ｶﾀｰﾙ･ﾘﾔｰﾙ	421	579	289	447	158	316	158	316	42	66
クウェート	ｸｳｪｰﾄ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	35.50	49	24.25	38	13.25	27	13.25	27	3.50	5.50
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	430	595	295	460	160	325	160	325	45	70
シリア	ｼﾘｱ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	727,250	1,000,000	500,000	772,750	272,750	545,450	272,750	545,450	72,750	113,650
トルコ	ﾄﾙｺ･ﾘﾗ	2,535	3,485	1,745	2,695	950	1,900	950	1,900	255	395
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	43.50	60	30.00	46	16.50	33	16.50	33	4.50	7.00
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	82	112	56	87	31	61	31	61	8	13
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,720,000	2,366,000	1,183,000	1,828,000	645,000	1,290,000	645,000	1,290,000	172,000	269,000

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アルジェリア	ｱﾙｼﾞｪﾘｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	16,000	22,000	11,000	17,000	6,000	12,000	6,000	12,000	1,600	2,500
アンゴラ	ｸﾜﾝｻﾞ	72,700	100,000	50,000	77,300	27,300	54,500	27,300	54,500	7,300	11,400
ウガンダ	ｳｶﾞﾝﾀﾞ･ｼﾘﾝｸﾞ	432,000	595,000	297,000	459,000	162,000	324,000	162,000	324,000	43,000	68,000
エジプト	ｴｼﾞﾌﾟﾄ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	3,400	4,670	2,340	3,610	1,270	2,550	1,270	2,550	340	530
エチオピア	ﾌﾞﾙ	6,299	8,661	4,331	6,693	2,362	4,724	2,362	4,724	630	984
エリトリア	ﾅｸﾌｧ	1,735	2,386	1,193	1,844	651	1,302	651	1,302	174	271
ガーナ	ｶﾞｰﾅ･ｾﾃﾞｨ	1,231	1,692	846	1,308	462	923	462	923	123	192
ガボン	CFAﾌﾗﾝ	70,000	96,000	48,000	74,000	26,000	52,000	26,000	52,000	7,000	11,000
カメルーン	CFAﾌﾗﾝ	70,000	96,000	48,000	74,000	26,000	52,000	26,000	52,000	7,000	11,000
ギニア	ｷﾞﾆｱ･ﾌﾗﾝ	1,000,000	1,375,000	688,000	1,063,000	375,000	750,000	375,000	750,000	100,000	156,000
ケニア	ｹﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	15,550	21,350	10,700	16,500	5,850	11,650	5,850	11,650	1,550	2,450
コートジボワール	CFAﾌﾗﾝ	70,000	96,000	48,000	74,000	26,000	52,000	26,000	52,000	7,000	11,000
コンゴ民主共和国	ｺﾝｺﾞ･ﾌﾗﾝ	254,000	349,200	174,600	269,800	95,200	190,500	95,200	190,500	25,400	39,700
ザンビア	ｸﾜﾁｬ	2,189	3,010	1,505	2,326	821	1,642	821	1,642	219	342
ジブチ	ｼﾞﾌﾞﾁ･ﾌﾗﾝ	20,500	28,200	14,100	21,800	7,700	15,400	7,700	15,400	2,100	3,200

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
スーダン	ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	69,600	95,700	47,800	73,900	26,100	52,200	26,100	52,200	7,000	10,900
セーシェル	ｾｰｼｪﾙ・ﾙﾋﾟｰ	1,603	2,204	1,102	1,703	601	1,202	601	1,202	160	251
セネガル	CFAﾌﾗﾝ	70,000	96,000	48,000	74,000	26,000	52,000	26,000	52,000	7,000	11,000
タンザニア	ﾀﾝｻﾞﾆｱ･ｼﾘﾝｸﾞ	276,000	379,000	190,000	293,000	103,000	207,000	103,000	207,000	28,000	43,000
チュニジア	ﾁｭﾆｼﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	356	489	244	378	133	267	133	267	36	56
ナイジェリア	ﾅｲﾗ	66,700	91,700	45,800	70,800	25,000	50,000	25,000	50,000	6,700	10,400
ナミビア	ﾅﾐﾋﾞｱ･ﾄﾞﾙ	2,100	2,887	1,444	2,231	787	1,575	787	1,575	210	328
ブルキナファソ	CFAﾌﾗﾝ	70,000	96,000	48,000	74,000	26,000	52,000	26,000	52,000	7,000	11,000
ベナン	CFAﾌﾗﾝ	70,000	96,000	48,000	74,000	26,000	52,000	26,000	52,000	7,000	11,000
ボツワナ	ﾌﾟﾗ	1,600	2,200	1,100	1,700	600	1,200	600	1,200	160	250
マダガスカル	ｱﾘｱﾘ	500,000	688,000	344,000	531,000	188,000	375,000	188,000	375,000	50,000	78,000
マラウイ	ﾏﾗｳｲ･ｸﾜﾁｬ	123,100	169,200	84,600	130,800	46,200	92,300	46,200	92,300	12,300	19,200
マリ	CFAﾌﾗﾝ	70,000	96,000	48,000	74,000	26,000	52,000	26,000	52,000	7,000	11,000
南アフリカ共和国	ﾗﾝﾄﾞ	2,100	2,890	1,445	2,235	790	1,575	790	1,575	210	330
南スーダン	南ｽｰﾀﾞﾝ･ﾎﾟﾝﾄﾞ	100,000	137,500	68,760	106,260	37,500	75,000	37,500	75,000	10,000	15,620
モーリシャス	ﾓｰﾘｼｬｽ･ﾙﾋﾟｰ	5,190	7,140	3,570	5,520	1,950	3,900	1,950	3,900	520	810
モーリタニア	ｳｷﾞｱ	4,200	5,750	2,850	4,450	1,550	3,150	1,550	3,150	400	650
モザンビーク	ﾒﾃｨｶﾙ	7,340	10,090	5,050	7,800	2,750	5,500	2,750	5,500	730	1,150
モロッコ	ﾃﾞｨﾗﾑ	1,145	1,570	785	1,215	430	855	430	855	115	180
リビア	ﾘﾋﾞｱ･ﾃﾞｨﾅｰﾙ	552	759	379	586	207	414	207	414	55	86
ルワンダ	ﾙﾜﾝﾀﾞ･ﾌﾗﾝ	133,300	183,300	91,700	141,700	50,000	100,000	50,000	100,000	13,300	20,800

附　則

２１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

２　この省令による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

３　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○厚生労働省令第五十六号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（匿名診療等関連情報の提供に係る手続等）	（匿名診療等関連情報の提供に係る手続等）
第百五十五条の四　（略）	**第百五十五条の四**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　提供申出者は、匿名診療等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。	3　提供申出者は、匿名診療等関連情報を第百五十五条の七に規定する匿名医療保険等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項又は介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。
高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名診療等関連情報を除く。）	同表の下欄に掲げる提供の申出
4～7　（略）	（新設）
（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）	4～7　（略）
第百五十五条の五　法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。	（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）
一　法、高齢者医療確保法、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	**第百五十五条の五**　法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百五十六条の二第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
一　法、高齢者医療確保法、介護保険法、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	

二～四　（略）

五　前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等（匿名診療等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第百五十五条の八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名診療等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第百五十五条の六　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第百五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	同表の下欄に掲げる業務

（削る）

（匿名診療等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第百五十五条の七　法第百五十条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第百五十条の五の厚生労働省令で定める措置）

第百五十五条の八　（略）

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名診療等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第百五十五条の五第一号に該当する者

二～四　（略）

五　前各号に掲げる者のほか、匿名診療等関連情報等（匿名診療等関連情報、高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第百五十五条の八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百五十条の二第一項、高齢者医療確保法第十六条の二第一項又は介護保険法第百十八条の三第一項の規定により匿名診療等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第百五十条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第百五十五条の六　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第百五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（新設）

３　提供申出者が行う業務が法第百五十条の二第二項の規定により匿名診療等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第百四十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（匿名診療等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第百五十五条の七　法第百五十条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名医療保険等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。

（法第百五十条の五の厚生労働省令で定める措置）

第百五十五条の八　（略）

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名診療等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　法、高齢者医療確保法、介護保険法、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
(2)　（略）	(2)　（略）
(3)　匿名診療等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名診療等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者	(3)　匿名診療等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名診療等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者
ロ　（略）	ロ　（略）
三～五　（略）	三～五　（略）
（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第百九十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第百五十六条の二　（略）	**第百五十六条の二**　（略）
2　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第百九十四条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合	七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合
八　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合	（新設）
九　第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合	八　第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
十～十三　（略）	九～十二　（略）
（法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）	（法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）
第百五十九条の十　法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。	**第百五十九条の十**　法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。
（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第百八十八条の二　（略）	**第百八十八条の二**　（略）
2　法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第百四十三条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一～六　（略）	一～六　（略）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（船員保険法施行規則の一部改正）

七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

（新設）

八　第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ～ハ　（略）

九～十一　（略）

（法第百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第二百二十五条　法第百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。

（生活保護法施行規則の一部改正）

第三条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第二十二条の五　（略）	**第二十二条の五**　（略）
2　法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合	三　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合
四　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合	（新設）
五　前三号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合	四　前二号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
六　（略）	五　（略）

（法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第二十二条の七　法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

第二十二条の八　（略）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）	（法第百十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）
第四十四条の二　（略）	**第四十四条の二**　（略）
2　法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2　法第百十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合	七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合
八　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合	（新設）
九　第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合	八　第四号から第七号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
十～十三　（略）	九～十二　（略）
（法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるもの）	（法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるもの）
第四十四条の四　法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。	**第四十四条の四**　法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十一章　（略）	第一章～第十一章　（略）
第十一章の二　感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発（第三十一条の四十一―第三十一条の五十二）	（新設）
第十二章　（略）	第十二章　（略）
附則	附則

（獣医師の届出）

第五条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事（保健所設置市等にあっては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の七、第二十六条の二、第二十六条の三並びに第三十一条の四十一において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

4　（略）

（入院患者の医療に係る費用負担の申請）

第二十条　法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二・三　（略）

2　（略）

（輸入届出）

第二十九条　（略）

2　（略）

3　第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であって厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一　個人にあっては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二～五　（略）

4～6　（略）

第十一章の二　感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発

（法第五十六条の四十の厚生労働省令で定める感染症関連情報）

第三十一条の四十一　法第五十六条の四十の厚生労働省令で定める感染症に関する情報は、次のとおりとする。

一　法第十二条第二項（同条第四項、第九項及び第十項により準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事がした報告の内容に関する情報

（獣医師の届出）

第五条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事（保健所設置市等にあっては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

4　（略）

（入院患者の医療に係る費用負担の申請）

第二十条　法第三十七条に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二・三　（略）

2　（略）

（輸入届出）

第二十九条　（略）

2　（略）

3　第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であって厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一　個人にあっては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二～五　（略）

4～6　（略）

（新設）

（新設）

二　法第十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が行った質問又は必要な調査の結果及び同条第十三項の規定に基づき都道府県知事がした報告の内容に関する情報

三　法第四十四条の三の六及び第五十条の七の規定による届出により保有することとなった情報

四　前各号に掲げる情報のほか、法に基づく事務を行うことにより厚生労働大臣が保有することとなった情報であって厚生労働大臣が必要と認める情報

（法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める者）

第三十一条の四十二　法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める者は、感染症関連情報（法第五十六条の四十に規定する感染症関連情報をいう。以下同じ。）に係る特定の患者等（法第十二条第一項各号に掲げる者をいう。）、これに準ずる者、当該患者等を診察した医師その他の感染症関連情報によって識別される特定の個人とする。　（新設）

（法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準）

第三十一条の四十三　法第五十六条の四十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。　（新設）

一　感染症関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二　感染症関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三　感染症関連情報と当該感染症関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該感染症関連情報と当該感染症関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

五　前各号に掲げる措置のほか、感染症関連情報に含まれる記述等と当該感染症関連情報を含む感染症関連情報データベース（感染症関連情報を含む情報の集合物であって、特定の感染症関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を構成する他の感染症関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該感染症関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（匿名感染症関連情報の提供に係る手続等）

第三十一条の四十四　法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報（同項に規定する匿名感染症関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労　（新設）

働大臣が当該匿名感染症関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名感染症関連情報の提供の申出をしなければならない。

一　提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該公的機関の名称

ロ　担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

ロ　当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三　提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四　提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項

イ　当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六　当該匿名感染症関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先

七　当該匿名感染症関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名感染症関連情報を特定するために必要な事項

八　当該匿名感染症関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法

九　当該匿名感染症関連情報の利用目的

十　当該匿名感染症関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報

十一　当該匿名感染症関連情報を取り扱う者が第三十一条の四十八第二号イ⑴から⑶までに掲げる者に該当しない旨

十二　前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名感染症関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

イ　次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに掲げる事項

⑴　提供申出者が公的機関である場合　当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的が適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨

⑵　提供申出者が大学その他の研究機関である場合　当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的が疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究に資する目的である旨

⑶　提供申出者が次条に規定する者である場合　当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的が第三十一条の四十六第一項に規定する業務に資する目的である旨

ロ　当該匿名感染症関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間

ハ　当該匿名感染症関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名感染症関連情報を利用して作成する成果物の内容

ニ　当該業務の成果物を公表する方法

ホ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

ヘ　第三十一条の四十八に規定する措置として講ずる内容

ト　当該匿名感染症関連情報の提供を受ける方法及び年月日

チ　イからトまでに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

2　提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一　提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二　代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3　提供申出者は、匿名感染症関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名感染症関連情報及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第六項に規定する匿名加工医療情報を除く。）	同表の下欄に掲げる提供の申出

4　厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

5　厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名感染症関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

6　前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名感染症関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

7　提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

（法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第三十一条の四十五　法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三　法人等であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

四　暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五　前各号に掲げる者のほか、匿名感染症関連情報等（匿名感染症関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第三十一条の四十八第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名感染症関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（新設）

（法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第三十一条の四十六　法第五十六条の四十一第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一　医療分野の研究開発に資する分析であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名感染症関連情報を医療分野の研究開発の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名感染症関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること。

ハ　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

ニ　第三十一条の四十八に規定する措置が講じられていること。

（新設）

二　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名感染症関連情報を適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名感染症関連情報を利用して行った調査の成果物が公表されること。

ハ　前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

三　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名感染症関連情報を疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名感染症関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

四　保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名感染症関連情報を保健医療の経済性、効率性及び有効性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名感染症関連情報を利用して行った研究の成果物が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

五　国民保健の向上に資する業務であって前各号に掲げるものに準ずるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

イ　匿名感染症関連情報を国民保健の向上に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。

ロ　匿名感染症関連情報を利用して行った業務の内容が公表されること。

ハ　第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

2　提供申出者が行う業務が法第五十六条の四十一第二項の規定により匿名感染症関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報	
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
	同表の下欄に掲げる業務

（匿名感染症関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第三十一条の四十七　法第五十六条の四十一第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（新設）

（法第五十六条の四十四の厚生労働省令で定める措置）

第三十一条の四十八　法第五十六条の四十四の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ　匿名感染症関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ　匿名感染症関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ　匿名感染症関連情報に係る管理簿を整備すること。

ニ　匿名感染症関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ　匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名感染症関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第三十一条の四十五第一号に該当する者

(2)　暴力団員等

(3)　匿名感染症関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名感染症関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

ロ　匿名感染症関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三　次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ　匿名感染症関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ　匿名感染症関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ　匿名感染症関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

ニ　匿名感染症関連情報を削除し、又は匿名感染症関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ　匿名感染症関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名感染症関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ　匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

五　次に掲げるその他の安全管理に関する措置

イ　匿名感染症関連情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずる当該匿名感染症関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について必要な確認を行うこと。

ロ　イの委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

ハ　匿名感染症関連情報を取り扱う者としてあらかじめ申し出た者以外の者が当該匿名感染症関連情報を取り扱うことを禁止すること。

（新設）

（法第五十六条の四十八の厚生労働省令で定める者）

第三十一条の四十九　法第五十六条の四十八の厚生労働省令で定める者は、同条に規定する事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者とする。

（手数料に関する手続）

第三十一条の五十　厚生労働大臣は、法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報を提供するときは、匿名感染症関連情報利用者（法第五十六条の四十二に規定する匿名感染症関連情報利用者をいう。以下同じ。）に対し、当該匿名感染症関連情報利用者が納付すべき手数料（法第五十六条の四十九第一項に規定する手数料をいう。以下同じ。）の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた匿名感染症関連情報利用者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（令第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面）

第三十一条の五十一　令第二十四条の二第二項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

（手数料の免除に関する手続）

第三十一条の五十二　厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者から令第二十四条の三第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名感染症関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（大都市）

第三十二条の二　令第三十条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が結核予防に関する事務を処理する場合においては、第二十一条及び第二十二条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第六条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等）	（匿名介護保険等関連情報の提供に係る手続等）
第百四十条の七十二の九　（略）	**第百四十条の七十二の九**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。	3　提供申出者は、匿名介護保険等関連情報を第百四十条の七十二の十二に規定する匿名診療等関連情報又は匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十五条の四第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名介護保険等関連情報を除く。）	同表の下欄に掲げる提供の申出

４～７　（略）

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の七十二の十　法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～四　（略）

五　前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第百四十条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第百四十条の七十二の十一　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報	
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	同表の下欄に掲げる業務

（新設）

４～７　（略）

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の七十二の十　法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～四　（略）

五　前各号に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報等（匿名介護保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報（以下「匿名医療保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第百四十条の七十二の十三第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第百十八条の三第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項の規定により匿名介護保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（法第百十八条の三第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第百四十条の七十二の十一　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名診療等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（新設）

（削る）

（匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第百四十条の七十二の十二　法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第百十八条の六の厚生労働省令で定める措置）

第百四十条の七十二の十三　（略）

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第百四十条の七十二の十第一号に該当する者

(2)　（略）

(3)　匿名介護保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名介護保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ　（略）

三～五　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） **第五条**　法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第四号に規定する健康診査及び同条第五号に規定する保健指導（いずれも生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。）に関する情報 四・五　（略） 2～7　（略）	（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析） **第五条**　法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第四号に規定する健康診査（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者に対するものに限る。）に関する情報 四・五　（略） 2～7　（略）

3　提供申出者が行う業務が法第百十八条の三第二項の規定により匿名介護保険等関連情報を匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（匿名介護保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第百四十条の七十二の十二　法第百十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名医療保険等関連情報とする。

（法第百十八条の六の厚生労働省令で定める措置）

第百四十条の七十二の十三　（略）

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名介護保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2)　（略）

(3)　匿名介護保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名介護保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

ロ　（略）

三～五　（略）

（匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等）

第五条の五　（略）

２　（略）

３　提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十五条の四第一項に規定する提供の申出
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の四十一第一項に規定する匿名感染症関連情報（以下「匿名感染症関連情報」という。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の四十四第一項に規定する提供の申出
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第六項に規定する匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報」という。）	認定匿名加工医療情報作成事業者（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者をいう。第百十八条の三第二項第七号において同じ。）に対する匿名加工医療情報の提供の申出

４～７　（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第五条の六　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日

（匿名医療保険等関連情報の提供に係る手続等）

第五条の五　（略）

２　（略）

３　提供申出者は、匿名医療保険等関連情報を第五条の八に規定する匿名診療等関連情報又は匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十五条の四第一項又は介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の七十二の九第一項に規定する提供の申出をしなければならない。

（新設）

４～７　（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第五条の六　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日

本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、前条第三項の表の上欄に規定する法律、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～四　（略）

五　前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により次の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

匿名医療保険等関連情報	厚生労働大臣
匿名診療等関連情報	
匿名介護保険等関連情報	
匿名感染症関連情報	
匿名加工医療情報	主務大臣（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第六十三条第一項に規定する主務大臣をいう。）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第五条の七　（略）

2　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名診療等関連情報	健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務
匿名介護保険等関連情報	介護保険法施行規則第百四十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務
匿名感染症関連情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の四十六第一項各号に掲げる業務

本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第百十八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法、健康保険法、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二～四　（略）

五　前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報（以下「匿名診療等関連情報」という。）及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護保険等関連情報」という。）をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により法第十六条の二第一項、健康保険法第百五十条の二第一項又は介護保険法第百十八条の三第一項の規定により匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

（新設）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）

第五条の七　（略）

2　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名診療等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（新設）

（削る）

（匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第五条の八　法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置）

第五条の九　法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第五条の六第一号に該当する者

(2)　（略）

(3)　匿名医療保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ　（略）

三～五　（略）

（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第十三条　法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

七～十　（略）

（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百十八条の三　（略）

2　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～六　（略）

七　認定匿名加工医療情報作成事業者又は医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

3　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第百四十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第五条の八　法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。

（法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置）

第五条の九　法第十六条の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　（略）

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名医療保険等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　法、健康保険法、介護保険法、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2)　（略）

(3)　匿名医療保険等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名医療保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であると厚生労働大臣が認めた者

ロ　（略）

三～五　（略）

（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第十三条　法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

七～十　（略）

（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百十八条の三　（略）

2　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～六　（略）

七　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

八	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合
九	第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ当該イからハまでに定めるものを行う場合
	イ～ハ　（略）
十～十三	（略）

（法第百六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第百二十二条　法第百六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二、第八十二条及び附則第十一条の二の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続）	（特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続）
第百一条の二の十一の二　教育訓練給付対象者であつて、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「特定一般教育訓練受講予定者」という。）は、当該特定一般教育訓練を開始する日の十四日前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。	**第百一条の二の十一の二**　教育訓練給付対象者であつて、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「特定一般教育訓練受講予定者」という。）は、当該特定一般教育訓練を開始する日の一箇月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）に次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。
一　担当キャリアコンサルタント（キャリアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものをいう。第五項及び次条において同じ。）が、当該特定一般教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書	一　担当キャリアコンサルタント（キャリアコンサルタントであつて厚生労働大臣が定めるものをいう。次条第一項第一号において同じ。）が、当該特定一般教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書
二～四　（略）	二～四　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、第一項第一号のキャリアコンサルティングを実施するものとする。	（新設）
一　特定一般教育訓練受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な特定一般教育訓練の選択を支援すること。	
二　特定一般教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う特定一般教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。	

（専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続）

第百一条の二の十二　教育訓練給付対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「専門実践教育訓練受講予定者」という。）は、当該専門実践教育訓練を開始する日の十四日前までに、次の各号に掲げる書類及び運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類を添えて、又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一～三　（略）

2～7　（略）

8　担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、第一項第一号のキャリアコンサルティングを実施するものとする。

一　専門実践教育訓練受講予定者の中長期的なキャリア形成に資する適切な専門実践教育訓練の選択を支援すること。

二　専門実践教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う専門実践教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

附　則

（教育訓練支援給付金の受給資格の決定）

第二十七条　教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者（以下「教育訓練支援給付金受給予定者」という。）は、専門実践教育訓練を開始する日の十四日前まで（当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前の日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金受給予定者にあつては、一般被保険者でなくなつた日の翌日から一箇月を経過する日まで）に、管轄公共職業安定所に出頭し、次の各号に掲げる書類及び運転免許証その他の教育訓練支援給付金受給予定者本人であることを確認することができる書類を添えて又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出しなければならない。

一・二　（略）

2・3　（略）

4　この条及び附則第三十条において「支給単位期間」とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日（当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前の日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金を受ける資格を有する者にあつては、前項により教育訓練支援給付金に係る受給資格を決定した日）から起算して二箇月を経過した日又は当該専門実践教育訓練を受講している期間において二箇月ごとにその日に応当し、かつ、当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「訓練開始応当日」という。）からそれぞれ二箇月後の訓練開始応当日の前日（当該専門実践教育訓練を終了した日の属する月にあつては、当該専門実践教育訓練を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

5・6　（略）

（専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続）

第百一条の二の十二　教育訓練給付対象者であつて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの（以下この条において「専門実践教育訓練受講予定者」という。）は、当該専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前までに、次の各号に掲げる書類及び運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類を添えて、又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第三十三号の二の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一～三　（略）

2～7　（略）

（新設）

附　則

（教育訓練支援給付金の受給資格の決定）

第二十七条　教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者（以下「教育訓練支援給付金受給予定者」という。）は、専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前（以下「提出期限日」という。）まで（提出期限日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金受給予定者にあつては、一般被保険者でなくなつた日の翌日から一箇月を経過する日まで）に、管轄公共職業安定所に出頭し、次の各号に掲げる書類及び運転免許証その他の教育訓練支援給付金受給予定者本人であることを確認することができる書類を添えて又は次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出しなければならない。

一・二　（略）

2・3　（略）

4　この条及び附則第三十条において「支給単位期間」とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日（提出期限日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金に係る受給資格を決定した日）から起算して二箇月を経過した日又は当該専門実践教育訓練を受講している期間において二箇月ごとにその日に応当し、かつ、当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「訓練開始応当日」という。）からそれぞれ二箇月後の訓練開始応当日の前日（当該専門実践教育訓練を終了した日の属する月にあつては、当該専門実践教育訓練を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

5・6　（略）

様式第三十三号の二の二（第二面）を次のように改める。

様式第33号の2の2（第101条の2の7第1号の2、第101条の2の7第2号関係）（第2面）

注　意

1　この確認票は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の給付に必要な受給資格の確認を行うためのものです。
8欄に記載した受講開始予定年月日の前日から起算して14日前の日までに、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
（ただし、教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に、申請者本人が出頭した上で、確認票及び添付すべき確認書類の提出をすることが必要です。）

2　確認票に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と確認票の内容が異なる場合は、受給資格の確認を行うことができません。なお、当該手続及びこれに続き今後行う支給申請時に個人番号カード（マイナンバーカード）を提示する場合には(3)の書類を省略することが可能です。
(1)当該教育訓練の受講に関する「キャリアコンサルティングの記録」
(2)本人確認及び本人の住所又は居所を確認できる官公署の発行した書類（原則原本。ただし、代理人、郵送又は電子申請の場合は写しでも可。）
（具体的には、運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真付き）のいずれか１種類です。これらがない場合は、国民健康保険被保険者証若しくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか２種類です。）
(3)最近の写真（６か月以内の写真であって、正面上三分身が写った、縦3.0cm×横2.4cmのものを、2枚。ただし、特定一般教育訓練給付金の受給資格の確認を行う場合を除く。）
(4)雇用保険被保険者離職票―1及び2（教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合にのみ添付してください。基本手当等の資格決定を受け、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証の交付を受けている場合は、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証を添付してください。）

3　妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で申請者本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないとして、教育訓練給付の対象となり得る期間の延長を認める場合には、「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」の提出が必要になります。

4　申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。

5　確認票の記載について
(1)この確認票により、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の受給資格があるか確認の申請をすることができますが、受給資格の確認を申請しない給付金がある場合は、表題及び署名欄の確認を申請しない給付金の名称と「及び」を抹消してください。
(2)□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
(3)　年月日を記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→4－0302 01）
(4)※印のついた欄には記載しないでください。
(5)1欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いのないよう記載してください。
(6)2欄には、雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
(7)3～5欄は漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
(8)5欄のフリガナ欄は、姓と名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い（例：ガ→カ゛、パ→ハ゜）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
(9)7欄及び8欄は受講を希望する指定教育訓練の実施者に確認の上、記載してください。確認票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なる場合は、各給付金の支給申請時に受給できないことがあります。実際の受講開始日が変更された場合、速やかに公共職業安定所宛て連絡してください。
(10)10欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。
(11)11欄の電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。

6　払渡希望金融機関指定届の記載について
(1)「名称」欄には教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
(2)「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の口座（記号）番号を記載してください。
(3)確認票の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届けの必要がありません。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）
第二条　この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）
第三条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項中「一箇月」を「十四日」に改める。

○農林水産省令第十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。 (1)～(53)　（略） (54)　ベラグリフロジン (55)～(64)　（略） 別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 一～百二十九　（略） 百三十　ベラグリフロジン 百三十一～百五十二　（略）	別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤並びにイドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。 (1)～(53)　（略） （新設） (54)～(63)　（略） 別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）、ラタノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 一～百二十九　（略） （新設） 百三十～百五十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三十五条第三項の規定を実施するため、地域火山情報センターの名称等を定める省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域火山情報センターの名称等を定める省令

活動火山対策特別措置法第三十五条第一項の事務を行う場合には、次表第一欄に掲げる気象庁、管区気象台及び沖縄気象台はそれぞれ同表第二欄に掲げる名称を用いるものとし、同表第三欄に掲げる者はそれぞれ同表第四欄に掲げる名称を用いるものとする。

気象庁	東京地域火山情報センター	気象庁地震火山部長	東京地域火山情報センター所長
札幌管区気象台	札幌地域火山情報センター	札幌管区気象台長	札幌地域火山情報センター所長
仙台管区気象台	仙台地域火山情報センター	仙台管区気象台長	仙台地域火山情報センター所長
大阪管区気象台	大阪地域火山情報センター	大阪管区気象台長	大阪地域火山情報センター所長
福岡管区気象台	福岡地域火山情報センター	福岡管区気象台長	福岡地域火山情報センター所長
沖縄気象台	沖縄地域火山情報センター	沖縄気象台長	沖縄地域火山情報センター所長

附　則

この省令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。